

第 15 避難器具

1	用語	3-15-2
2	防火対象物の用途区分に適応する避難器具 ★	3-15-3
3	設置位置	3-15-4
4	設置要領	3-15-7
5	避難器具の取り付け方法等	3-15-8
6	避難橋	3-15-8
7	避難器具用ハッチ	3-15-9
8	標識	3-15-9
9	避難器具専用室	3-15-9
10	設置場所の明るさ	3-15-9
11	避難器具の格納	3-15-9
12	避難器具の設置個数の減免	3-15-9
13	付加設置（岡山市火災予防条例）	3-15-9

1 用語

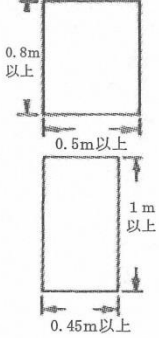
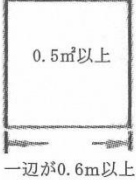
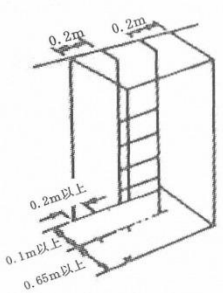
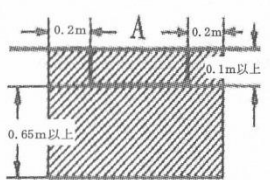
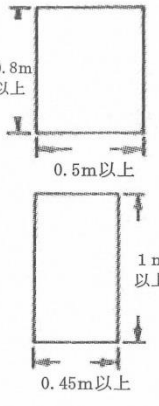

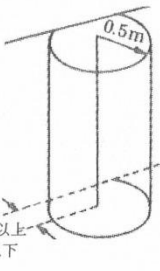
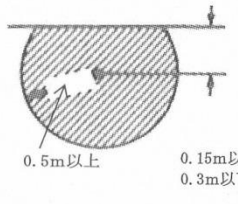
- (1) 取付部とは、避難器具を取り付ける部分をいう。
- (2) 取付部の開口部の大きさとは、避難器具を取り付けた状態での取付部の開口部の有効寸法をいう。ただし、救助袋にあつては、取付部の開口部の有効寸法をいう。
- (3) 操作面積とは、避難器具を使用できる状態にするための操作に必要な当該避難器具の取付部付近の床等の面積をいう。
- (4) 降下空間とは、避難器具を使用できる状態にした場合に、当該避難器具の設置階から地盤面その他の降着面（以下「降着面等」という。）までの当該避難器具の周囲に保有しなければならない避難上必要な空間をいう。
- (5) 避難空地とは、避難器具の降着面等付近に必要な避難上の空地をいう。
- (6) 避難通路とは、避難空地から避難上安全な広場、道路等に通ずる避難上有効な通路をいう。
- (7) 取付け具とは、避難器具を固定部に取り付けるための器具をいう。
- (8) 避難器具用ハッチとは、金属製避難はしご、救助袋等の避難器具を常時使用できる状態で格納することができるハッチ式の取付け具をいう。
- (9) 避難器具専用室とは、避難はしご又は避難用タラップを地階に設置する場合の専用の室をいう。
- (10) 固定部とは、防火対象物の柱、床、はりその他構造上堅固な部分又は堅固に補強された部分をいう。
- (11) 固定ベースとは、取付け具に作用する外力に対抗させる目的で取付け具に設けるコンクリート等のおもりをいう。


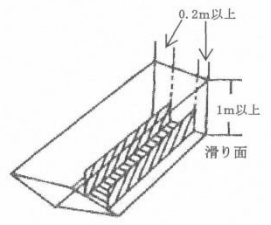
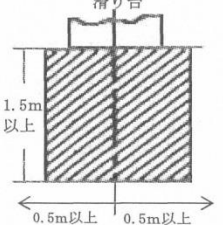
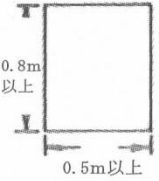
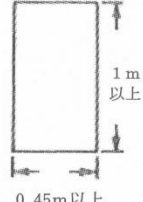

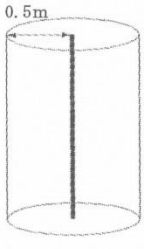
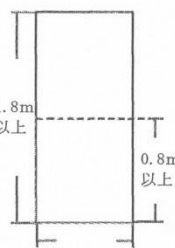
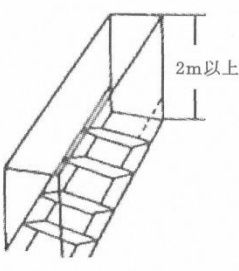
2 防火対象物の用途区分に適応する避難器具 ★

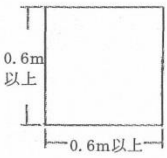
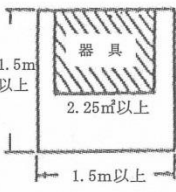
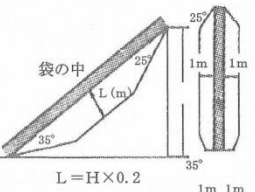
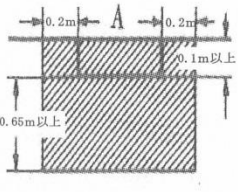
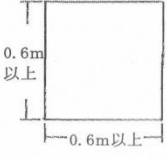

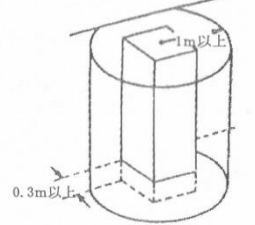
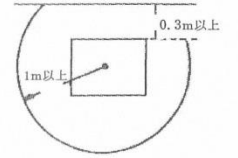
防火対象物		階				
		地 階	2 階	3 階	4階又は 5 階	6階以上 の 階
1	(6)項	避難はしご 避難用タラ ップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラ ップ	滑り台 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 救助袋 避難橋
2	(1)項から(5)項 まで及び(7)項 から(11)項	避難はしご 避難用タラ ップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 避難ロープ 避難用タラ ップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 避難用タラ ップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋
3	(12)項及び(15)項	避難はしご 避難用タラ ップ		滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラ ップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋
4	1 から 3 以外で 3 階以上の階の うち避難階又は 地上に直通する 階段が 2 以上設 けられていない 階 (2)項及び(3) 項並びに(16) 項イで(2)項 又は(3)項の 用に供する 部分にあっ ては2階		滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 滑り棒 避難ロープ 避難用タラ ップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋 避難用タラ ップ	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋	滑り台 避難はしご 救助袋 緩降機 避難橋
6	備 考	11階以上の階に避難器具を設ける場合は、各階に避難上有効な 2㎡以上のバルコニーを付置した固定式のはしごとすること。				

3 設置位置

- (1) 特定1階段等防火対象物、またはその部分に設けるものにあつては、規則第27条第1項第1号の規定によること。
- (2) 避難に際して容易に接近することができ、避難器具を使用するについて安全な構造と広さを確保するため、各避難器具の取付部、降下空間及び避難空地は、次表によること。

区分 種類	取 付 部		設 置 位 置	
	開口部の大きさ	操 作 面 積	降 下 空 間	避 難 空 地
避難はしご	 <p>床面に設ける場合にあつては、直径0.5m以上の円が内接することができるもの。</p>	 <p>0.5m²以上 一辺が0.6m以上</p> <p>当該器具の水平投影面積は操作面積から除く。</p>	 <p>縦棒の中心線からそれぞれ外方向に0.2m以上及び器具前面から奥行0.65m以上で地盤面その他の降着面までの角柱形内。避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごの降下空間は、避難器具用ハッチの開口部から降着面等までの当該避難器具用ハッチの開口部の面積以上の角柱形。</p>	 <p>Aは器具の幅</p> <p>避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごの避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積。</p>
緩降機(多人数用を除く)	 <p>床面に設ける場合にあつては、直径0.5m以上の円が内接することができるもの。</p>	 <p>0.5m²以上 一辺が0.6m以上</p> <p>当該器具の水平投影面積は操作面積から除く。</p>	 <p>器具を中心とした半径0.5m円柱形の範囲内。ただし0.1m以内で避難上支障のない場合若しくは0.1mを超える場合でもロープを損傷しない措置を講じた場合は、降下空間内に突起物を設けることができる。</p>	 <p>降下空間の水平投影面積以上の面積。</p>

区分 種類	設 置 位 置			
	取 付 部		降 下 空 間	避 難 空 地
	開口部の大きさ	操 作 面 積		
滑り台	 <p>滑り台の最大幅以上</p>	<p>当該器具を使用するのに必要な広さを有すること。</p>	 <p>滑り面</p>	 <p>滑り台</p>
滑り棒・避難ロープ	 <p>0.8m以上 0.5m以上</p>  <p>1m以上 0.45m以上</p> <p>床面に設ける場合 にあつては、直径0.5 m以上の円が内接す ることができるもの。</p>	 <p>0.5m²以上 一辺が0.6m以上</p> <p>当該器具の水平投影面積は操作面積から除く。</p>	 <p>0.5m</p> <p>器具を中心とした半径0.5mの円柱形の範囲。 ただし、避難ロープにあつては壁面に沿って降下する場合の壁面側に対してはこの限りでない。</p>	<p>避難上支障のない広さととする。</p>
避難用タラップ・避難橋	 <p>1.8m以上 0.8m以上</p> <p>タラップまたは避難橋の最大幅以上。</p> <p>ベランダ等を経てタラップに通じる開口部は高さ0.8m以上であること。</p>	<p>当該器具を使用するのに必要な広さを有すること。</p>	 <p>2m以上</p> <p>当該器具の踏面から上方2m以上及び当該器具の最大幅以上の範囲内。</p>	<p>避難上支障のない広さととする。</p>

区分 種類	設置位置			
	取付部		降下空間	避難空地
	開口部の大きさ	操作面積		
救助袋 (斜降式)			 $L = H \times 0.2$	 Aは器具の幅
	<p>救助袋と壁との間隔は0.3m以上（ひさし等の突起物の先端から0.5m以上）ただし、突起物が取付具から下方3m以内の場合は0.3m以上とすることができる。</p> <p>救助袋を中心とした半径1m以上の円柱形の範囲内。避難器具用ハッチに格納した救助袋は、ハッチの開口部から降着面までの当該ハッチの開口部の面積以上の角柱形の範囲。</p> <p>避難器具用ハッチに格納した金属製避難はしごの避難空地は、降下空間の水平投影面積以上の面積。</p>			
<p>降下空間、避難空地を共用して器具を設ける場合は、器具相互の外表面を1mまで近接させることができる。</p>				
救助袋 (垂直式)				
	<p>救助袋と壁との間隔は0.3m以上（ひさし等の突起物の先端から0.5m以上）ただし、突起物が取付具から下方3m以内の場合は0.3m以上とすることができる。</p> <p>救助袋を中心とした半径1m以上の円柱形の範囲内。避難器具用ハッチに格納した救助袋は、ハッチの開口部から降着面までの当該ハッチの開口部の面積以上の角柱形の範囲。</p>			
<p>降下空間、避難空地を共用して器具を設ける場合は、器具相互の外表面を1mまで近接させることができる。</p>				

- (3) 多数の者の目に触れやすく階段、避難口その他の避難施設から適当な距離にあり、当該階の各部分から2方向避難が図られること。◆
- (4) 避難空地は、幅1m以上の避難上有効な通路により道路、公園、広場等に通じていること。
- (5) 降下空間には、樹木、電柱、電線、建築物のひさし並びに外開き窓、回転窓等を開

放したときに突出することとなる当該窓等の障害物がないこと。

- (6) 取付部、避難空地相互の位置において、降下中の安全が確認できる配慮がなされていること。
- (7) 降下空間付近に強電系統の架空電線及びネオン管灯（以下「架空電線等」という。）がある場合は、3(2)の基準にかかわらず降下空間と当該架空電線等との間に、1.2m以上の間隔を保有するとともに避難器具の上端と架空電線等との間に、2m以上の間隔を保有すること。ただし、避難器具に近接する架空電線等の部分を絶縁性能のあるもので保護する等安全と認められた場合は、この限りでない。

4 設置要領

避難器具の設置要領は、令25条第2項第2号及び第3号の規定によるほか、次によること。

- (1) 避難はしごは、規則第27条第1項第4号、第5号、昭和53年消防庁告示第1号第3（金属製避難はしごを除く）及び平成8年消防庁告示第2号第3第1号の規定によるほか、次によること。★
 - ア 3階以上の階に避難はしごを設けるときは、金属製の固定はしごとすること。◆
 - イ 固定はしごは安全かつ、容易に避難することができる構造のバルコニー等に設けること。
 - ウ 固定はしごの降下口は、直下階の降下口と相互に同一垂直線上にない位置に設けること。
- (2) 緩降機は、規則第27条第1項第6号の規定及び平成8年消防庁告示第2号第3第2号の規定によるほか、次によること。
 - 平成8年消防庁告示第2号第3第2号(3)に規定する「壁面」は、バルコニー等の部分においても、壁面のない部分の状況が緩降機での降下に支障を生じないものと判断できる場合にあっては、壁面として取扱うことができる。
- (3) すべり台は、規則第27条第1項第7号、昭和53年消防庁告示第1号第4及び平成8年消防庁告示第2号第3第4号の規定によること。
- (4) すべり棒及び避難ロープは、規則第27条第1項第8号、昭和53年消防庁告示第1号第5及び第6並びに平成8年消防庁告示第2号第3第5号及び第6号の規定によること。
- (5) 避難橋及び避難用タラップは、規則第27条第1項第9号、昭和53年消防庁告示第1号第7及び第8並びに平成8年消防庁告示第2号第3第7項及び第8項の規定によること。
- (6) 救助袋は、規則第27条第1項第10号、昭和53年消防庁告示第1号第9及び平成8年消防庁告示第2号第3第3号の規定によること。
- (7) 避難器具（すべり棒、避難ロープ、避難橋及び避難用タラップを除く。）を設置する開口部は、規則第27条第1項第2号の規定によること。
- (8) 金属製避難はしご及び緩降機は検定品を、避難はしご及びその他の避難器具（避難橋、避難タラップ、滑り棒を除く。）については認定品を使用すること。★
- (9) 避難上有効なバルコニーへ設ける仕切板は次によること。◆

ア 材質を不燃材料とし、容易に破壊できるものであること。

イ バルコニーの床面から、幅60 c m以上、高さ80 c m以上の有効な空間が確保できること。

5 避難器具の取り付け方法等

避難器具の取り付け方法並びに避難器具を固定部に取り付けるための取付具（避難器具用ハッチを除く。）の構造、強度、取付具を固定する場合の工法及びこれらの工法の施工基準は、平成8年消防庁告示第2号第8の規定によること。

6 避難橋

避難橋の設置については、平成8年消防庁告示第2号第3第7項の規定によるほか、次によること。

(1) 公共用道路上空以外に設ける避難橋

ア 避難橋の主な部分は、不燃材料で造るものとし、構造耐力上主要な部分は、鋼材、アルミニウム、鉄筋コンクリート等耐久性のある材料で造ること。

イ 避難橋は、構造耐力上主要な部分に作用する自重、積載荷重、積雪荷重（移動式のものを除く。）その他衝撃等に対して、構造耐力上十分安全に設計すること。

ウ 鋼材、アルミニウム等を使用する避難橋の主要な部分を接合する場合は、リベット打ち又は溶接とすること。

エ 腐食性のある材料を用いる場合は、防食処理を施すこと。

オ 避難橋の幅は0.6m以上とし、勾配は5分の1未満とすること。ただし、やむを得ず5分の1以上の勾配を生ずるところに設ける場合は、階段式とすること。

カ 避難橋には、転落防止のため高さ0.1m以上の幅木及び高さ1.1m以上の手すり並びに間隔0.18m以内ごとに手すり子を設け、床面はすき間のない構造とし、床板には滑り止めの措置を講じること。★

キ アルミニウム等高温により溶融しやすいもの又は熱により耐力を著しく減少する材料を用いる場合は、断熱性のある不燃性材料で被覆すること。ただし、避難橋の下方に開口部のない耐火構造の壁がある場合は、この限りでない。

ク 避難橋は、避難上有効な場所に取り付けるとともに、出入口以外の開口部から2m以上離れた位置に設けること。

ケ 避難橋を設置する建築物の部分は、構造耐力以上の安全を確認すること。

コ 避難橋の付近の適宜の場所（橋の両端等）には、懐中電灯、ロープ等を収納した箱の類を設けておくこと。

サ 避難橋は、安全上十分なかかり長さをもたせ、常時架橋しておくこと。ただし、機械装置等により安全かつ速やかに架橋操作できるものは、この限りでない。

(2) 公共用道路上空に設ける避難橋

ア 常時架橋してはならない。ただし、関係官公庁の許可を得たものはこの限りでない。架設するには転倒式、伸長式、回転式等の移動式とすること。

イ 移動式の避難橋は、その一端をヒンジ、ブラケット等で常時一方の建築物に緊結しておき、避難時容易に架設操作ができるようにしておくこと。

ウ 避難橋を架設する道路の幅員は、おおむね5m未満の道路とすること。

エ 上記のほか、6(1)アからコまでを準用する。★

7 避難器具用ハッチ

避難器具用ハッチの構造、用いる材料、固定方法及び表示等は、平成8年消防庁告示第2号の規定によること。

8 標識

避難器具を設置し又は格納する場所の表示は、規則第27条第1項第3号及び平成8年消防庁告示第2号第5の規定によるほか、次によること。

(1) 設置位置を表示する標識

ア 標識に表示する文字は「避難器具」とすること。ただし、避難はしご等一般に普及している用語については、当該器具名をもって替えることができる。★

イ 標識の大きさは、縦0.12m以上、横0.36m以上とし、文字の大きさは1字につき20cm²以上とすること。★

ウ 避難器具を設置してある階で、発見が困難となる場合は、設置されている位置まで誘導する標識を設けること。

エ 標識を設置する周囲が通常照明を必要とする防火対象物は誘導灯の基準に適合する灯火により表示すること。★

(2) 使用方法を表示する標識

ア 使用方法を表示する標識は、避難器具又は避難器具の直近の見やすい箇所に設置すること。なお、使用方法の簡便なものは設置しないことができる。

イ アにより設置する標識の大きさは、縦0.3m以上、横0.6m以上とすること。◆

(3) 設置位置を表示する標識と使用方法を表示する標識は、兼用することができる。

9 避難器具専用室

避難器具専用室を設ける場合にあっては、平成8年消防庁告示第2号第4の規定によること。

10 設置場所の明るさ

設置場所の明るさの確保は、平成8年消防庁告示第2号第6の規定によること。

11 避難器具の格納

避難器具の格納は、平成8年消防庁告示第2号第7の規定によること。

12 避難器具の設置個数の減免

規則第26条の規定によること。

13 付加設置（岡山市火災予防条例）

(避難器具に関する基準)

第42条 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上の建築物又は地盤面からの高さが31メートルを超える建築物には、金属性の固定避難はしご（各階ごとにバルコニーその他これに準ずるものを設け、当該バルコニー等の間を避難用タラップ又は金属性避難はしごで安全、かつ、容易に避難できる構造の避難施設をいう。以下同じ。）を設けなければならない。

2 前項の規定により設ける固定避難はしごの設置及び維持については、省令第27条第1項第4号又は第9号及び第11号の規定によるほか、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 固定避難はしごは、各階ごとに外気に開放されたバルコニーその他これらに類するもの（以下「バルコニー等」という。）に設けること。
- (2) バルコニー等の床面積は2平方メートル以上とすること。
- (3) バルコニー等には、高さ1.1メートル以上の手すり、さく等を設けること。
- (4) 固定避難はしごの位置は、避難に際し容易に接近でき、かつ、階段その他避難施設から適当な距離にあること。
- (5) 固定避難はしごの降下口は、相互に同一垂直線上の位置にないこと。
- (6) 固定避難はしごには、固定避難はしごである旨を表示した灯火を設けること。

【解説】

本条は、令第25条の規定により避難器具を設置することとなる防火対象物以外のものについて、避難器具を設置しなければならない範囲とその基準を定めたものである。

1 第1項は、本条により11階以上又は地盤面からの高さが31メートルを超える建築物には、避難上有効なバルコニーを附置した固定式はしごを設置しなければならないことを定めたものである。この場合、固定式のはしごは、はしご内蔵型ハッチのものを含むものとする。

- (1) 「地階を除く階数が11以上の建築物」とは、階に算定される階で11階以上が該当する。
- (2) 「高さが31メートルを超える建築物」とは、階数が11階以下であっても31メートルを超える階がある場合に該当する。
- (3) 「金属製の固定避難はしご」とは、「金属製避難はしごの技術上の規格を定める省令」第2条2号に規定される固定はしごと同等とする。

2 第2項は、避難器具を設置及び維持についての技術上の基準を規定したものである。

また、「省令第27条第1項第4号又は第9号及び第11号の規定」とは、施行規則第26条の規定を含むものとするが、共同住宅特例の場合は設置不要とする。

3 意匠上の理由から本条による避難器具、バルコニー、灯火の設置が困難である場合、

二方向避難を確保し、その他安全対策をとることで、条例第 4 4 条を適用できるものとする。